

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>別表2 接続形態 2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等</p> <p><u>別添1のとおり</u></p>	<p>別表2 接続形態 2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等</p> <p><u>別添2のとおり</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この改正規定は、平成25年10月30日から実施します。</u></p>

別添 1

2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO.	第1表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
146-5	当社	中継事業者及び当社等	PHS事業者

第2表 (参考)		第3表	第4表	備考欄
番号	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
D1	中継事業者	中継事業者	中継事業者	

別添2

2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO.	第1表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
146-5	当社	中継事業者	PHS事業者
		中継事業者及び当社等	
<u>248-27</u>	端末系事業者	中継事業者	当社

番号	第2表(参考)	第3表	第4表	備考欄
	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
D1	中継事業者	中継事業者	中継事業者	
<u>D8</u>	<u>中継事業者(サービス制御事業者)</u>	当社	<u>中継事業者(サービス制御事業者)</u>	